

コンプライアンス通信

2. コンプライアンスの変遷

「コンプライアンス」という概念は、アメリカで生まれ、後に日本に持ち込まれたものだそうです。日本語には適当な訳語がなかった為、「コンプライアンス」とカタカナのまま用いられていますが、法律に係わるものも多いので「法令遵守」と注釈されましたが、これが良くなかった様です。「法律をまもってあげればいいんだ。法律にないからいいんだ。」こんな考えがまかり通りました。私の知っている弁護士は「規則に書いていないから無効だ」と言い張りました。

「法的には問題ないかもしれないが、ずるいな」「論理的に正しいかもしれないが、不親切だな」社会にそのように感じさせてしまうことが、組織に大きなダメージを与える事があります。これらも「コンプライアンス」に含まれます。

例えば、自動車や家電製品の欠陥隠し、食をめぐる偽装、公共工事入札における談合等々。

法律だけで縛る事には限界がある為、今では「コンプライアンスとは、組織が社会の要請に応える事」と広い意味で使われています。

私たちの協会も地域住民、行政、他団体、会員など多方面から「コンプライアンス」が求められています。

井上 雅司（コンプライアンス等委員会）

（公社）千葉県建築士事務所協会 会員の特典

1. 業務指針

建築士事務所の業務指針の頒布

2. 官公庁速報

諸官公庁の通達や指導指針、等の速報

3. 行政との交流

行政や建築関連各分野に対する要望・意見・質問等を通じて発表あるいは質問をし、会各支部が行う行政懇談会に直接出席し、日頃抱いている意見を自由に述べる事が出来ます。

4. 各種講習会参加

経営・業務・技術・法令などに関する多種多様の研修会、セミナー、講習会に参加することが出来ます。また、建築物、工場などの各種見学会に参加し、知見を深め、視野を広げることが出来ます。

5. 建築士事務所同士の交流

建築士事務所の全国大会に参加したり（協会より参加費の補助あり）、協会、又は、支部の各種会合の懇談会などに出席して、建築士事務所同士の交友の輪を広げることが出来ます。

6. 会員証と会員バッヂ

会員証・会員バッヂの配付

7. 協会主催講習会への優先案内と割引

協会の各種講習会の優先案内及び受講料の割引

8. 業務書式等の割引

各種書式・書類等業務書式の割引頒布

9. 会誌「日事連」と会員名簿

建築士事務所運営に必要な情報を載せた連合会紙「日事連」が月一回配布され、本会広報誌「かすがい」も定期的に配布されます。

また、2年毎に発行される会員名簿は官公庁関係機関にも配布されます。

10. インターネットHPメンバーズルームの利用

専用掲示板の利用（入会后パスワード配布）

11. 会員限定割引制度

UD I 確認審査(株)

ビューローベリタスジャパン(株)千葉事務所

(株)建築資料研究社 日建学院

(株)総合資格